

産業廃棄物最終処分場埋め立てに係る基準

(mg/ℓ)

検査項目	1. 燃え殻 2. 汚泥	1. 燃え殻
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005	0.005
カドミウム又はその化合物	0.3	0.3
鉛又はその化合物	0.3	0.3
六価クロム化合物	1.5	1.5
ヒ素又はその化合物	0.3	0.3
全シアン	1	—
PCB	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.3	—
テトラクロロエチレン	0.1	—
ジクロロメタン	0.2	—
四塩化炭素	0.02	—
1・2-ジクロロエタン	0.04	—
1・1-ジクロロエチレン	0.2	—
シス1・2-ジクロロエチレン	0.4	—
1・1・1-トリクロロエタン	3	—
1・1・2-トリクロロエタン	0.06	—
1・3-ジクロロプロペン	0.02	—
1,4-ジオキサン	0.5	0.5
チラウム	0.06	—
シマジン	0.03	—
チオベンカルブ	0.2	—
ベンゼン	0.1	—
セレン又はその化合物	0.3	0.3
有機リン	1	—
含水率	—	—
強熱減量	15%以下	15%以下
ダイオキシン類 (燃え殻のみ)	3ng-TEQ/ℓ	3ng-TEQ/ℓ

(注) 検出されないことは、法令に基づいた検定方法の定量下限値を下回ることをいう。